

# 経済要録

## 国 内

平成元年1～3月については、10%台の伸び率となる見通し。

### ◆1～3月のマネーサプライ見通し

日本銀行は、1月20日、当面のマネーサプライ見通しについて以下のとおり発表した。

昭和63年10～12月のM<sub>2</sub> + C D 平残の前年比伸び率(速報)は+10.6%と前期(+10.9%)に比べ低下。

### ◆平成元年度政府経済見通しについて

政府は、1月18日、「平成元年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を閣議了解した。このうち経済見通しの主要指標は以下のとおり。

### 主 要 経 濟 指 標

	昭和62年度 (実績)	63年 度 (実績見込み)	平成元年度 (見通し)	前年度比増減(Δ)率			
				%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
1. 国民総生産	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	5.4	4.9	5.2	4.0
国民総生産	351.2	370.3	389.7				
民間最終消費支出	202.0	212.8	225.7	5.3	4.9	6.1	4.6
民間住宅投資	20.8	21.4	21.4	2.9	2.1	△0.2	△3.3
民間設備投資	57.5	65.1	70.6	13.3	15.9	8.4	9.2
2. 雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度	
労働力人口	6,105	6,175	6,240	1.1		1.1	
就業者総数	5,936	6,020	6,090	1.4		1.2	
3. 鉱工業生産	%	%程度	%程度	—			
鉱工業生産指数	5.8	8.4	5.5	—	—	—	—
4. 物価	%	%程度	%程度	—			
総合卸売物価指数	△2.0	△0.8	0.9	—	—	—	—
消費者物価指数	0.5	0.7	2.0	—	—	—	—
5. 国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度	
経常収支	11.7	9.9	8.7	—	—	—	—
貿易収支	13.0	11.8	10.9	—	—	—	—
輸出	32.2	33.6	35.7	4.3		6.3	
輸入	19.2	21.8	24.8	13.5		13.8	

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、本文において表明されている経済運営の下で想定された平成元年度の経済の姿を示すものであり、わが国経済は民間活動がその主体をなすこと、また、とくに国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、これらの数字はある程度の幅をもって考えられるべきである。

## ◆税制抜本改革関連 6 法案の成立について

標記 6 法案(税制改革法、所得税法等の一部を改正する法律、消費税法、地方税法の一部を改正する法律、消費譲与税法、地方交付税法の一部を改正する法律)は、

衆議院での修正を経て昨年12月24日、参議院本会議で可決、成立した。

政府案(昭和63年6月号「要録」参照)との比較で修正された点は以下のとおり。

## ○税制抜本改革法案の修正事項

	政 府 案	修 正 内 容										
消費税関連		<p>○消費税の実施時期は変えないものの、消費税の執行については実施後6か月間(64年9月30日まで)弾力的に運営する。</p> <p>○中小事業者に対する諸措置(簡易課税制度等)については、消費税の仕組みの定着状況等を勘案しながら見直しを行う。</p>										
	<p>○事業者は、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう努める。</p> <p>○国は、消費税の仕組み等の周知徹底を図る等必要な施策を講ずるよう努める。</p>	<p>○事業者は、消費税を円滑かつ適正に転嫁するものとする。</p> <p>○国は、消費税の仕組み等の周知徹底を図る等必要な施策を講ずる。</p>										
キャピタルゲイン課税関連	申告分離課税(譲渡益に対し税率26%(含む地方税6%))と源泉分離課税(譲渡額の1%を源泉徴収)の選択制	<p>未公開株式の公開後1年以内の売却については、源泉分離課税を認めず申告分離課税を義務づけ (税率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開前3年以内に取得した場合(いわゆる売抜け)           <ul style="list-style-type: none"> <li>……26%(含む地方税6%)</li> </ul> </li> <li>・公開前3年超の長期保有(いわゆる創業者利益)           <ul style="list-style-type: none"> <li>……13%(同 3%)</li> </ul> </li> </ul>										
		納税者番号の導入、税率構造などに配慮しながら、総合課税への移行を含め、利子課税の方と併せて4年後に見直す。										
退職所得控除額の引上げ		<p>退職所得控除額の引上げ 〔勤続年数〕</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">20年以下</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">(現 行) 40万円 × α</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(現 行) 25万円 × α</td> <td style="text-align: right;">(修正案) 40万円 × α</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">20年超</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">(現 行) 70万円 × β</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(現 行) 50万円 × β - 500</td> <td style="text-align: right;">(修正案) 70万円 × β - 600</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><math>\alpha, \beta \dots \dots \text{勤続年数}</math></td> </tr> </table>	20年以下	(現 行) 40万円 × α	(現 行) 25万円 × α	(修正案) 40万円 × α	20年超	(現 行) 70万円 × β	(現 行) 50万円 × β - 500	(修正案) 70万円 × β - 600	$\alpha, \beta \dots \dots \text{勤続年数}$	
20年以下	(現 行) 40万円 × α											
(現 行) 25万円 × α	(修正案) 40万円 × α											
20年超	(現 行) 70万円 × β											
(現 行) 50万円 × β - 500	(修正案) 70万円 × β - 600											
$\alpha, \beta \dots \dots \text{勤続年数}$												
寝たきり老人等にかかる扶養控除額の引上げ	(現 行) (政府案) 80万円 → 90万円	(政府案) (修正案) 90万円 → 120万円										

◆財政制度審議会の平成元年度予算の編成に関する建議について

財政制度審議会(鈴木永二会長)は、1月17日、「平成元年度予算の編成に関する建議」を取りまとめ、大蔵大臣に提出した。このうち、平成元年度予算編成にあたっての「基本的な考え方」と題する部分は、以下のとおり。

平成元年度予算編成をめぐる財政事情については、税収の伸びが期待できるものの、これに伴い地方交付税が大幅に増加するほか、一般歳出の増加圧力、公債発行額縮減の要請、税外収入の減少といった状況を勘案するならば、全体としては引き続き厳しいものと考えられる。

このような状況の下、財政改革をさらに推進し、「平成2年度特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げに努める」という目標の達成に向け、着実な前進を図るべきである。また、経済が好調に推移していることにはかんがみれば、財政による景気刺激策をとる必要はないと考える。

◆インバウンド市場ルールの見直しについて

短資会社各社は、昨年12月16日、最近におけるインバウンド市場での取引ニーズ等を勘案し、市場関係者の合意を得て、次のとおり市場ルールの見直しを行うことを発表した(1月17日から実施)。

1. コール・手形市場レートの刻み幅を0.0625%から0.03125%に変更する。
2. 手形市場において買入れた手形を転売する場合の買手の最低保有期間を「1ヶ月」から「1週間」に変更する。

◆短期プライムレート決定方式の改訂について

三菱銀行は、1月9日、「近年のわが国における金利自由化の進展にかんがみ、従来、公定歩合の変更時に合わせてレート水準の変更を行ってきた現行の短期プライムレートを廃止し、その方式自体を改訂する」旨発表した(1月23日実施)。

こうした方針の下、同行は、1月23日以降の短期プライムレートを年利4.25%(現行同3.375%)とし、その後は同行における資金の総合的な調達コストをベースにその他金融環境等を総合的に判断して変更するものとした。

なお、他の都銀各行も、1月19日までにこれと同様の発表を行った。

◆長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、1月債から実施した(長期国債、政府保証債は昨年12月26日、公募地方債は12月28日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	4.7	4.7
	発行価格(円)	99.00	99.25
	応募者利回(%)	4.848	4.811
政府保証債	表面利率(%)	4.7	4.7
	発行価格(円)	99.25	99.00
	応募者利回(%)	4.811	4.848
公募地方債	表面利率(%)	4.7	4.7
	発行価格(円)	99.25	99.00
	応募者利回(%)	4.811	4.848

◆割引国債の発行条件改定

政府は、割引国債の発行条件を次のとおり改定し、1月債から実施した(昨年12月26日決定)。

割引国債の発行条件

		変更後	変更前
発行価格(円)	79.50	79.25	

◆資金運用部預託金利等の引下げ

(1) 政府は、資金運用部預託金利を次のとおり引下げ、  
昨年12月30日から実施した(12月27日決定)。

(2) また政府は、これに合わせて資金運用部および簡保  
資金の財投機関に対する貸付金利を次のとおり引下  
げ、12月30日から実施した。

資金運用部預託金利(約定分)

(単位・年%)

	変更後	変更前
期間 1か月～3か月	2.00	2.00
〃 3か月～1年	3.50	3.50
〃 1年～3年	4.50	4.50
〃 3年～5年	4.75	5.00
〃 5年～7年	4.80	5.05
〃 7年以上	4.85	5.10

(注) ただし、簡保特会預託分の1～3年は4.75%(変更前5.00%)。

資金運用部および簡保資金の貸付金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
資金運用部貸付金利 簡保資金貸付金利	4.85	5.1